

子ども家庭部の地域再編と 保健福祉センターと子ども家庭支援センターとの 一体的な支援体制の構築について

子ども家庭部 子ども家庭支援センター

【参考】 国の動き

①こども家庭庁

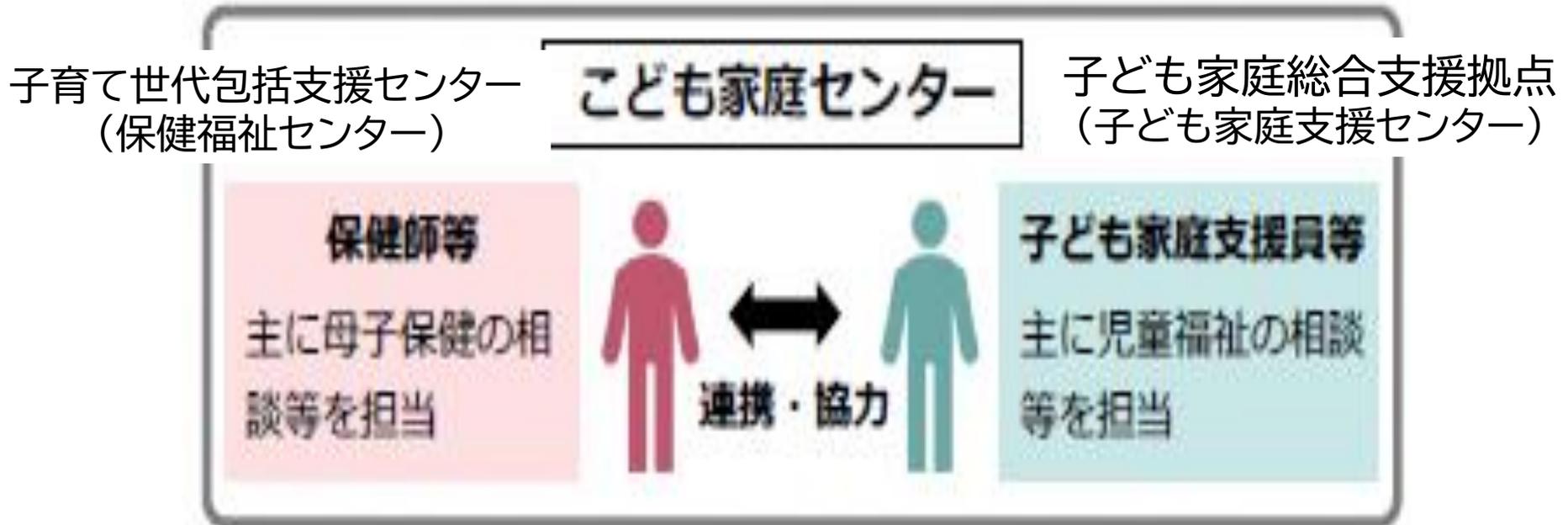
「こどもまんなか社会」を目指した新たな司令塔として、
「こども家庭庁を創設。(こども家庭庁設置法 令和4年6月22日公布)

②児童福祉法等の一部改正(令和6年4月1日施行)

子育て世帯に対する包括的な支援のための体制を強化するため
に、児童福祉と母子保健の意義や機能は維持した上で組織を見直し、
全ての妊産婦、子育て世代、子どもへ一体的に相談支援を行な
う機能を有する機関「こども家庭センター」の設置が努力義務化

【参考】 こども家庭センターとは

全ての妊産婦・子育て世帯を対象に、児童福祉と母子保健の**一体的支援**を行う機能を有する機関として位置づけられている



出典：厚生労働省子ども家庭局

市区町村向け改正法説明会(令和4年8月26日～31日実施)資料より引用

子ども家庭部の動き

【子ども家庭部の地域再編】 ※R5年度以降

地域子ども家庭支援センターの圏域※
と児童館の機能を再編

※3か所の保健福祉センターと管轄圏域を統一

子ども家庭支援センターの今後の移転予定



保健福祉センター内へ地域子ども家庭支援センターを移転予定。
親子ふれあい広場はそのまま残し、身近な相談場所、親子の交流・居場所として運営



八王子版ネウボラのための体制強化

ライフステージやリスクに応じた支援の役割を整え、切れ目ない支援体制を強化

